

京都市建築物耐震改修促進計画（案）に対する市民の御意見の概要とそれに対する市の考え方

分類番号	分類	御意見の概要	御意見に対する市の考え方	計画への記載
1	計画の対象について	計画の対象は、「住宅、特定建築物、市有建築物で、昭和56年5月31日以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定に適合していないもの」としているが、木造住宅、特に3階建て木造住宅は56年では不十分。	阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に着工された、いわゆる新耐震基準に適合していない住宅・建築物であったため、これらを計画の対象としています。 なお、新耐震基準を満たす住宅・建築物の耐震対策についても、建物の維持・管理に関する普及・啓発等の取組においては、対象に含めて考えています。	記載済
		計画の対象は、新耐震基準以降の建物でも、経年劣化などで阪神大震災時に大きな被害が出ていることが「計画（案）」でも指摘されており、昭和56年以降の建物も対象にした支援策を作ることが必要。	同上	記載済
2	住宅への支援策について	家を丸ごとガチガチにするのではなく、シェルター的な空間を確保していく「耐震」もあって良いのではないかと。今回の支援策の中には「部分的な補強工事に対する支援」と記載してあるが、この部分をもう少し具体的に打ち出していくことが重要ではないかと。	本計画（案）に記載したとおり、「部分的な補強工事に対する支援」は、減災に有効な方策であると考えており、今後、支援を検討して参ります。	—
		耐震改修に多大な費用が必要なため、耐震化が進まない現状がある。改修後、耐震診断総合評点が1.0未満であっても、支援策を考えるとしているが、有効であり、その具体化が求められる。寝室などの部分改修の支援策も有効な手段である。	本計画（案）に記載したとおり、「段階的な耐震改修に対する支援」や「部分的な補強工事に対する支援」は、減災に有効な方策と考えており、今後、支援を検討して参ります。	記載済
		震度6強～7の大地震でも倒壊しないようにする耐震改修では、劣化が著しい家屋の改修費は多額を要するため、耐震改修が進まない一因になっている。このため、段階的な耐震改修や部分的な工事も支援対象とすれば、実態に即した施策につながるのではないかと。	同上	記載済
		耐震改修制度については、「一定期間内に」「最終的に評点1.0を満たす」ととられず、また「複数回の改修だから、部分補強だから」と、現行助成額の何分の一と助成額を低減させるのではない思い切った施策を行うことが求められている。	同上	—
		「年金で生活し貯蓄も十分でない高齢者のように耐震改修にお金をかけられないケース」（P19）に対し、明確に支援策を打ち出していきたい。 一例・22ページの「部分的な補強工事に対する支援」がそれに該当する場合は、2行目の最初の本文を「・・・高齢者・乳幼児等・・・」にする。	「部分的な補強工事に対する支援」について、高齢者等を対象とする記述を追記します。	新たに「高齢者や障害のある人」の記述を入れる
		老朽化した家屋がかなり密集している歴史的市街地では、住宅個別だけを対象とするのではなく、一団の住宅、もしくは両側町、街区を対象とした「連担耐震」という手法も考えられるのではないかと。こういったケースであれば、災害の際の避難路やシェルターの確保も併せて考えられる。	ご指摘のとおり、住宅単体でなく地区全体で建物の耐震性能を高めていくことが重要です。本計画（案）においては、「各地域における耐震化の普及・啓発の取組」の中に位置付け、学区ぐるみでの耐震化に関する具体的取組の展開等の中で検討して参ります。	記載済

分類番号	分類	御意見の概要	御意見に対する市の考え方	計画への記載
2	住宅への支援策について	一般に改修という工事は頻度は少なく、10年に1回程度あればよいようなペースの行為である。一方、防火性の向上と耐震性の向上は非常に強い関連性があり、京都のように市街地に老朽化した木造が密集している地域では、都市防災上、耐震改修と共に防火改修が重要課題となっており、防火改修と耐震改修のセットの促進のための施策を導入していただきたい。 例えば、市街地景観整備条例関連や(財)京都市景観・まちづくりセンターのファンドのように、各種既存建物の改修・修繕等に補助・助成を出す場合は、耐震改修・防火改修を義務付けることを検討していただきたい。	ご指摘のとおり、都市防災上、耐震改修と防火改修は共に重要な課題であり、また、景観対策、バリアフリー化、環境配慮等もそれぞれの施策の中で重要な課題です。今後、各種施策を推進するに当たって、耐震改修と防火改修が促進されるよう、施策間相互の連携を強化して参ります。	—
		宅地と建物の耐震対策はセットで考える必要がある中で、現案は、宅地に関しては、擁壁の安全対策の支援のみに限定されているが、支援対象の宅地のメニューとして、断層付近の宅地や河川周辺の堆積地等の宅地等、大地震時に大きな被害が予想される宅地も対象に含めて支援対象を充実させていただきたい。	本計画(案)において、宅地の耐震化については、一般的な対策として、まず、擁壁の安全対策が重要であると考えております。ご指摘の大地震時に被害が予想される宅地の安全性の確保については、京都市地域防災計画の中で地盤災害防止計画として定めております。また、平成15年度に消防局が策定した第3次地震被害想定に基づき、平成16年度には、地震による京都市各地域の震度や被害予測などを示した防災マップを作成し、市民の皆様への情報提供と注意喚起を行っています。	—
		「京都市木造住宅耐震診断士派遣事業」をさらに充実させるためにも、診断士の増員も含めて、体制の強化と待遇の改善が必要。	「京都市木造住宅耐震診断士派遣事業」については、多くの方々の御利用をいただいておりますが、今後とも同事業の充実に向けて、検討を進めて参ります。	記載済
		マンションへの支援については、もともと大規模修繕に関して住民の合意という点で大きな問題を抱えており、行政の積極的な支援が求められている。マンションの耐震診断への助成制度が今年度できたが、耐震改修の助成制度も作る必要がある。	本計画(案)において「分譲共同住宅(マンション)の耐震改修の支援」の検討を位置付けており、今後具体的な検討を進めます。	記載済
		マンションの現状や改修、建て替え等に関する検討は行ったか。	本計画(案)において「分譲共同住宅(マンション)の耐震改修の支援」の検討を位置付けております。	—
		京都市耐震改修助成促進事業の対象地域は、限定するのでなく、市民の安全を考えれば全市域を対象とすることが必要。	本計画(案)において、既存の「京都市耐震改修促進助成事業」の更なる活用を位置付けており、今後具体的な検討を進めます。	—
		リフォーム時にあわせて耐震工事を行えるよう情報提供を行なう、としているが、リフォーム工事そのものを誘導するために、耐震に限らないリフォーム工事への助成制度の創設が有効である。	住宅リフォームの支援策として、既に「京都市あんぜん住宅改善資金融資制度」があります。	—
		改築に対する支援も必要。 ・補強不可能又は補強すれば使用にたえない建物 ・改築により現状より京都市条例で小さくなる建物 ・同じ場所又は別の場所に対する配慮	耐震性が不足する住宅を建て替える場合には、「京都市あんぜん住宅改善資金融資制度」を利用していただくことができます。また、既存建物を耐震改修される場合には、耐震改修促進法の認定を取得することにより、耐震関係規定以外の不適合事項について、特例が受けられる場合があります。	—

分類番号	分類	御意見の概要	御意見に対する市の考え方	計画への記載
2	住宅への支援策について	京町家を含む伝統構法の特性を活かした耐震診断・改修手法については、全体として未解明な部分が多い中、市が開発したマニュアルを実務に適用した場合、様々な課題がでてくることが予想され、それらを追跡調査して、より精度の高い、使いやすいものに整備していくための継続的な検証作業が不可欠である。民間等による各種研究開発や耐震改修の普及活動についても、有効な取組については支援が必要。	本市が整備した「京町家向けの耐震診断手法」については、今後、必要に応じて見直し等を検討します。また、民間等による各種研究開発や耐震改修の普及活動に対する支援については、国等との役割分担を踏まえ、耐震化を促進するための環境整備の取組の中で検討して参ります。	—
3	耐震化に関する意識啓発及び知識の普及に関する取組について	(案)は地震による被害を強調し、必要なことは漠然と理解可能かもしれないが、もっと具体的に資料を提示する必要がある。診断の必要性を市民にもっと理解させるよう努めてください。また、まず診断をしないとどのような改修方法があるかわからないと考える。診断から始まるわかり易い改修シミュレーションの公開が必要。	耐震診断や耐震改修を促進するため、市民に分かりやすい各種リーフレットを作成しており、今後とも、診断から改修までの流れを理解していただけるよう、様々な機会を通じて、周知に努めて参ります。	記載済
		京町家の耐震改修の促進のためには、市が独自に開発した京町家耐震診断・改修マニュアルについて、一般建築実務者向けの継続的な講習会を今年度からスタートすることが肝要でその際には関連性の深い耐震改修と防火改修のセットの講習会とすることが有効。	京町家の耐震改修を促進するため、市民向け、建築実務者向けの講習会や、防火改修等とのセットの講習会など、多様な講習会の開催を検討して参ります。	—
4	市有建築物の耐震化について	市役所の耐震性能の情報を公開するとともに今後の対応方針を明らかにするべきである。	市役所本庁各庁舎の耐震性能については、その数値について既に市会にも報告し、公表しています。耐震化の方向性については、現在、検討を進めているところです。	—
5	計画の進行管理について	耐震促進は都市計画の重要事項であり、建築指導課だけの問題ではない。現実具体的に(案)をつめてください。	本計画(案)は、学識経験者を含め、全庁的に検討を行ってとりまとめたものです。今後、本計画(案)に沿って、全庁をあげて、様々な耐震化対策を検討・実施していきたいと考えています。また、本計画(案)の進捗状況を毎年確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行って参ります。	記載済
		今後9年弱の間に7.7万戸の住宅の耐震改修が必要とあるが、全体を概読してもこの目標を達成することは非常に厳しいように思える。この目標を掲げる以上は、目標をある程度達成できるような説得力のある計画を検討・提示していただきたい。	耐震化率は、国の方針を踏まえて、目指すべき指標として90%を掲げています。容易に達成できる数値ではありませんが、「目指すべき指標として耐震化率90%を掲げ、住宅・建築物の耐震性向上を着実に進めることで、安全安心のすまいづくり、まちづくりを実現すること」が重要であると考えています。	—
		都市計画局のすべての部署・消防との協議を行い、現実通用する耐震促進方針を市民わかり易い方法で市民に知らしめてください。	本計画(案)は、耐震化の現状を調査・分析のうえ、学識経験者及び関係部局により構成する検討委員会で議論を重ね、全庁的に意見調整を行ったうえでとりまとめたものです。今後、分かりやすいリーフレットの作成や市民しんぶんによる広報、市政出前トーク等により、本計画(案)の市民への周知と啓発に努めて参ります。	—

分類 番号	分類	御意見の概要	御意見に対する市の考え方	計画への 記載
5	計画の進行 管理について	耐震性の低い住宅は、地震の時に、壊れやすいので耐震の高い住宅に直すことが、重要であると思う。	今後は、本計画（案）に基づき、住宅・建築物の耐震化を推進していきます。	記載済
6	その他	「耐震化率」について説明が必要ではないか。	耐震化の現状把握に際して、住宅と特定建築物の耐震化率の推計方法を説明しています。	記載済
		住宅について重点項目を4つ（①建築密度の高い市街地内の住宅，②耐震性能が特に低い住宅，③伝統構法で建設された伝統的町家，④分譲共同住宅（マンション））あげているが、京都市は高齢化率の高い都市であり、「高齢者世帯等の災害時の要配慮者の住まい」も重点項目の中に入れていただきたい。	住宅の耐震化は、所有者等の自助努力を基本として考え、重点的に耐震化を促進すべき住宅は、都市全体の防災性能の向上等の観点から、4つとしています。 ご指摘の「高齢者世帯等の災害時の要配慮者の住まい」の耐震化は、重要な課題であると考えており、本計画（案）にあるように、今後、寝室や居間の補強工事等、部分的な補強工事についても支援を検討して参ります。	—
		ソフトな安全対策の推進の例示については、もっと重要な対策がいろいろあり、十分に検討していただきたい。 耐震性が低い住宅に住む高齢者等の公共賃貸住宅等への住み替えの推進とは耐震性が低い住宅の取り壊しの推進につながり、確実に耐震化率の数字はアップするが、最後の手段であると考えている。	ソフトな安全対策については、引き続き、具体策の検討を進めて参ります。	—